

中野区 令和８年度 健康管理支援員（会計年度任用職員）募集要項

中野区では、令和８年度健康管理支援員（会計年度任用職員）を、次のとおり募集します。

1 勤務地

中野区児童相談所（東京都中野区中央一丁目４１番２号 中野区・子ども若者支援センター内）近隣地

※詳細は採用時にお伝えいたします。

2 勤務内容

- (1) 入所児童の健康管理に関すること。
- (2) 入所児童の医療相談に関すること。
- (3) 入所児童の医療機関受診へ同行すること。
- (4) 医療機関及び保健機関との連絡調整を行うこと。
- (5) その他、中野区児童相談所長が定める事項（配属された係の業務、ケース対応の支援等）

3 募集人員

１人

4 募集要件

次に掲げる要件を満たす方

- (1) 児童養護に対する識見その他前条各号に掲げる職務を遂行するために必要な知識及び経験を有する者。
- (2) 医師法（昭和２３年法律第２０１号）に規定する医師、保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）に規定する看護師その他区長が認める免許等を有する者又はこれに準ずる者であって、医療機関等において３年以上勤務した経験を有する者。
- (3) 職務を遂行するために必要な事務処理の能力を有する者。

5 任用期間

令和８年４月１日より令和９年３月３１日まで

6 勤務時間

１日当たり７時間４５分以内（原則午前８時３０分から午後５時１５分まで）

7 勤務日

１月当たり１６日以内（固定）（土日祝日を含む所属長が定める日）

8 給与

月額 243,252円（地域手当含む）（予定）※¹

- ・ 社会保険料、雇用保険料本人負担額および源泉徴収所得税が差し引かれます。
- ・ 規定の期末手当及び勤勉手当を支給します。（勤務状況などの条件あり）
- ・ 別途、特殊勤務手当、通勤手当相当額を支給します。（上限額あり）

※¹ 1月あたり16日勤務の場合。社会保険及び雇用保険の加入は、月の勤務日数によっては、対象外の場合があります。

9 休暇

- ・ 有給休暇（年次有給休暇、夏季休暇（勤務日数に応じた日数）、公民権行使等休暇、慶弔休暇）
- ・ 無給休暇（病気休暇、子の看護のための休暇、育児時間、妊婦通勤時間等）
- ・ 社会保険（健康・介護・厚生年金保険）及び雇用保険に加入します。※²

※² 月の勤務日数によっては、加入対象外の場合があります。

10 応募方法

・ 郵送または持参の場合

選考申込書を記入し、令和7年11月13日（木）必着で下記書類提出先へ郵送または持参にて提出してください。

※郵送の場合は、封筒の表に「会計年度任用職員選考書類在中」と朱書きしてください。

※持参の場合は、中野区子ども・若者支援センター（東京都中野区中央一丁目41番2号）6階受付まで、土日祝日を除く、毎日午前8時30分から午後5時までにご持参ください。

なお、応募書類につきましては返却いたしません。（当方で責任を持って破棄いたします。）

・ 電子申請の場合

令和7年11月13日（木）までに下記フォームより必要事項を入力し、申請してください。



（電子申請画面が開きます。）

11 選考

(1) 選考方法 書類審査及び面接

(2) 面接日時 令和7年12月中

書類審査の上、令和7年11月下旬頃に合否及び面接日時を郵送によりご連絡いたします。

(3) 面接会場 中野区子ども・若者支援センター会議室
(東京都中野区中央一丁目4 1 番2号)

(4) 結果通知 令和8年1月上旬以降に郵送によりお知らせいたします。

12 書類提出先・問い合わせ先

〒164-0011

東京都中野区中央一丁目4 1 番2号

中野区児童相談所管理係 担当：山野辺・倉澤

TEL：03-5937-3289

※欠格条項（地方公務員法第16条）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一．禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二．当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三．人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四．日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者